様式

パブリック・コメント募集結果

「白井市男女共同参画計画（２０２６～２０３５）（素案）」について、市民の皆様からご意見を募集しました結果、寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

案　　件	白井市男女共同参画計画（２０２６～２０３５）（素案）		
募集期間	令和８年１月１５日（木）～ 令和８年２月１５日（日） ３２日間		
意見の件数 （意見提出者数）	５件 （　　２人）		
意見の取扱い	修　正	素案を修正するもの	件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	件
	参　考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	４件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	１件

No.	意見	該　当 ページ	意見に対する市の考え方
1	２０１６年～２０２５年の行動計画では図書館において企画展示を行うと記載されていますが、図書の閲覧・貸出しは各公民館の図書室でも行われておりますので市民が図書館に赴くことは日常的ではないと思われます。 関連図書の企画展示は必要かと思いますが、年代にかかわらず、情報発信・周知を目的にするのであれば、地域の公民館においての掲示等による取り組みのほうが多くの市民の目に留まる機会は多く、効果的ではないでしょうか。	Ｐ４０	計画素案の修正は行いませんが、いただいたご意見をふまえ、現在、策定中の白井市男女共同参画計画の事業№２「男女共同参画や人権意識に関する情報発信」に、「各センターでの啓発展示の検討」を位置付けます。 【参考】
2	男女共同参画週間だけではなく１１月の女性に対する暴力をなくす運動、児童虐待防止推進月間の周知についても同様にご検討いただけたらと思います。	Ｐ４０	市では、現在、女性に対する暴力をなくす運動、児童虐待防止推進月間の周知については、県などから情報提供があった際に、各センターにポスター等を配布し周知しております。市民向けには市公式ＬＩＮＥや広報しろい、市ホームページで周知しております。 今後、どのような形で周知できるか検討してまいります。 【参考】
3	「デートＤＶ」については若年層でも起こりうる問題であることから、教育機関等と連携した知識の普及や啓発に取り組むことが重要との記載があります。「デートＤＶ」は早い段階での啓発・予防教育が将来的なＤＶ防止につながることから、男女で外出機会の増える中学校段階での取り組みが必要であると思います。 事業内容に「デートＤＶ」の文言や担当課に教育支援課を加えるか、または、Ｐ．４３学校における性や人権教育の推進事業において、人権教育の一環としての「デートＤＶ」に取り	Ｐ４７	計画素案の修正は行いませんが、いただいたご意見をふまえ、策定中の白井市男女共同参画実施計画の事業№８「学校における性や人権教育の推進」に、「生命（いのち）の安全教育」を位置付けることとし、その中のテーマの１つとしてデートＤＶについて学ぶ機会も設けることを検討します。 【参考】

	組むか、についてご検討をいただければと思います。		
4	青少年女性センターの役割が不明確と感じます。公民館とは差別化をして、講座の実施だけではなく日常的に情報発信・相談体制がとれるような役割・機能の明確化を希望します。	その他	青少年女性センターについては、過去に男女共同参画に関連する事業や講座等を実施してきましたが、青少年女性センターの設置目的には、本来、「相談や教育など女性の権利・擁護に関する男女共同参画センター」としての機能は有していない施設となっております。 このことから、本計画では、青少年女性センターは他のセンターと同様の取扱としておりますので、市では現在のところ検討しておりません。 【その他】
5	ＬＧＢＴＱに関する法整備が他の分野より遅れている要因の１つとして、義務教育における性の多様性教育の不足も影響しているのではないかと考えています。教職員の研修においてＬＧＢＴＱに関する内容が扱われた記憶がないことで、白井市では関連ガイドラインが存在するものの、現場の職員が認知しなければ十分に機能しないと感じました。 つきましては、条例化までとは言いませんが、義務教育の現場で活用できる性的多様性に関する補助教材(プリントや動画、当事者のお話等)の作成や、教職員研修における取り扱いの強化など、年少期から性の多様性理解を促進する取組の検討をお願いします。	その他	市でも年少期から性の多様性理解を促進する取組は重要であると捉えており、白井市職員・教職員のための「性の多様性に関するガイドライン」を作成し、正しい理解と適切な対応に取り組んでいるところです。 また、教育委員会を通じて、性の多様性に関するガイドラインの活用と積極的な周知について、各小中学校の教職員に働きかけ、教職員の専門性の一助とします。 計画素案の修正は行いませんが、いただいたご意見をふまえ、職員研修を実施する際に、市教育委員会に所属する教職員についても研修の対象にするとともに、生徒指導提要に基づき、児童生徒への教育に取り組んでまいります。 【参考】